

仕 様 書

乙は、この仕様書に基づき、甲と協議の上、業務を誠実に実施すること。

1. 業務名

内日公民館ほか7館冷暖房設備保守管理業務

2. 実施期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

3. 業務の場所

- (1) 下関市立内日公民館 下関市大字内日下1146番地5
- (2) 下関市立長府公民館 下関市長府土居の内町1番6号
- (3) 下関市立吉見公民館 下関市大字吉見下1533番地
- (4) 下関市立川中公民館分館 下関市綾羅木本町三丁目1番20号
- (5) 下関市立清末公民館 下関市清末陣屋5番20号
- (6) 下関市立王司公民館 下関市王司神田一丁目9番1号
- (7) 下関市立吉母公民館 下関市大字吉母401番地24
- (8) 下関市立西部公民館 下関市伊崎町一丁目4番30号

※西部公民館は令和8年度中に空調更新工事を予定、機器撤去の可能性あり。

4. 業務の内容

(1) 冷暖房設備の保守管理の内容

ア. 別表1のとおり

イ. 別表1のうち、冷房設備の保守管理については、メーカー系列の技術援助を要する場合、再委託を可とする。ただし、保守作業を実施する前に、再委託承認申請書を甲に提出するものとし、その承認を得るものとする。

ウ. 建築物等におけるレジオネラ症防止対策(平成11年11月26日付生衛発第1679号厚生省生活衛生局長通知)に基づき、冷却塔におけるレジオネラ属菌類に関する水質試験を年1回行い、100CFU/100ml以上検出されないことを確認すること。なお、検出された場合はレジオネラ属菌に対する薬品を使用し、必要に応じて循環水の環境保全を行うものとする。

(2) ボイラー性能検査

別表1のボイラー性能検査のある公民館と受検希望日の調整を行い、公益財団法人ボイラー・クレーン安全協会から通知のあるボイラー性能検査を受検すること。

(3) フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号、以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく、第一種特定製品に係る簡易点検（以下「簡易点検」という。）及び定期点検（以下「定期点検」という。）を実施すること。

ア. 簡易点検

- (ア) 別表2のチラーユニットについて、四半期に1回、簡易点検を実施すること。
- (イ) 簡易点検の報告書（以下「簡易点検報告書」）は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会（以下「日設連」という。）が発行している、業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き14ページを参考に、機器ごとに作成し、記録すること。なお、簡易点検を実施した日ごとに、公民館職員の確認印を受けること。

イ. 定期点検

- (ア) 別表2のチラーユニットについて、別表1の冷房中間点検と同時期に、定期点検（以下「定期点検」という。）を実施すること。
- (イ) 定期点検の結果は、日設連がホームページにて提供している、冷媒漏えい点検・整備記録簿（以下「整備記録簿」という。）をダウンロードの上、作成、記録すること。なお、定期点検を実施した日に、公民館職員の確認印を受けること。
- (ウ) 定期点検は、フロン排出抑制法に基づく知見を有する者が行うか、立ち合うこととする。なお、当該知見を有する者の氏名及び当該知見を有する者とする根拠を明らかにした書類を事前に甲へ提出し、その承認を得ること。
- (エ) 定期点検は再委託を可とする。ただし、定期点検を実施する前に、再委託承認申請書を甲に提出するものとし、その承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書には、フロン排出抑制法に基づく知見を有する者の氏名及び当該知見を有する者とする根拠を明らかにした内容を含んだものとする。

ウ. 簡易点検報告書及び整備記録簿の取扱い

- (ア) 原本は、当該公民館に備え付けることとする。
- (イ) 簡易点検の都度又は定期点検後に、簡易点検報告書又は整備記録簿の複写を甲へ提出すること。

(4) 保守管理スケジュール

設備ごとの保守管理作業の次期は下表のとおりとする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
冷房設備		②イン			③中間	
暖房設備	①オフ					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷房設備	④オフ(10/1~11/18)					
暖房設備		⑤イン		⑥中間		
ボイラー性能検査	暖房イン前					

5. 提出物

(1) 保守管理関係

保守管理スケジュールに掲げる作業を完了するごとに、成果報告書(乙の任意様式で可)を甲に提出すること。

(2) ボイラー性能検査関係

以下を、暖房イン点検の成果報告書と一緒に提出すること。

ア. 有効期間を更新した検査証の写し(原本は公民館で保存。)

イ. ボイラー性能検査結果報告書の写し(原本は公民館で保存。)

(3) 点検実施者の名簿

点検実施者の資格及び技術力を確認できるもの

①ボイラ整備士資格(必須)

②冷凍機械責任者

③冷凍設備点検経歴(3年以上)

④冷凍設備運転経歴(3年以上)

※②から③はいずれか1つで可

②③の記載例 令和元年4月から令和5年3月 ○○事業所

空調用冷凍機運転業務従事

6. 委託期間中の緊急な点検とその費用

甲は、委託期間中、設備の異常が発生した場合、緊急に点検を依頼することができることとし、その点検に係る費用は、委託料に含まれるものとする。